

(証券コード 5017)

2022年6月7日

株 主 各 位

## 第 20 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### ■事業報告

- ・会計監査人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- ・業務の適正を確保するための体制及び  
その運用状況に関する事項・・・・・・・・・・・・ 2 頁

### ■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- ・連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁

### ■計算書類

- ・株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁
- ・個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 13 条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.foc.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

富士石油株式会社

## 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	85百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績及び報酬見積額の算定根拠を精査した結果、監査報酬額は過年度実績額及び同業他社の報酬額との比較のうえでも合理的な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、PETRO PROGRESS PTE LTD は、当社の会計監査人以外の者による監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで疑義を抱く事象があると認められる場合、又はより適正な監査が期待できるなどの理由により会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

## 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第 362 条第 5 項に従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めています。

#### (1) 当社取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」を制定し、当社が適用を受ける国内外の法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するとともに、取締役会において法令遵守体制及び内部統制システムの整備方針、計画を決定し、運用する。

社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図る。

当社監査役は、取締役と独立した立場から、内部統制システムの整備、運用状況を含め、当社取締役の職務執行を監査する。

#### (2) 当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

##### ① 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、常勤役員会規程、決裁規程、文書規程等に基づき、担当部署において、各種議事録、稟議書、伺書その他の重要文書として記録、保存、管理するとともに、事後に閲覧可能とする。

その記録、保存、管理状況については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

##### ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを総合的に認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する諸規程を整備し、平時における事前予防体制を整備する。

巨大地震や感染症の流行等の不測の事態に対応すべく事業継続計画（BCP）を策定し、日頃より維持管理に努める。

重大な損失の発生が予測される場合には、当該部署の担当役員が当社代表取締役社長に報告のうえ、当社取締役会・常勤役員会等における検討を経て必要な対応策を講ずる。不測の事態が発生した場合には、速やかに緊急対策本部を設置する。

リスク管理体制の整備・運用状況については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

##### ③ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、経営の基本方針、法令・定款に定められた事項その他経営に関する

重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。

取締役の職務執行の効率化を図るため、執行役員を適正な範囲で置き、代表取締役社長がこれを統括し、監督する。

当社の常勤取締役・執行役員・常勤監査役により構成される常勤役員会では、取締役会の決定に従い、経営全般に互る情報を共有するとともに、各事業部門が実施すべき具体的な施策を定め、効率的な職務執行を行うための決議を行う。

各担当部署は、常勤役員会における決議に基づく管掌・担当取締役又は担当執行役員からの指示を受け、職務分掌と権限規程を始めとする関連諸規程に基づき、効率的に職務を執行し、その業績を管掌・担当取締役、担当執行役員及び取締役会に報告する。

各担当部署からの報告を受け、当社常勤役員会は、各事業部門が実施すべき具体的な施策を見直し、効率的な職務執行体制を改善するために必要な措置を行う。

④当社使用人及び当社子会社・関連会社（以下「当社子会社等」）役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」を制定し、当社及び当社子会社等が適用を受ける国内外の法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するとともに、当社使用人並びに当社子会社等役職員に対し啓発活動を推進する。

法令・規則に反した行為等に関する相談・通報を受けるための窓口として「ヘルプライン」を当社本社内及び当社顧問弁護士事務所に設置する。ヘルプラインを通じた報告・通報については、当社のヘルプライン担当部署がその内容を調査し、関連部門と再発防止策を協議のうえ、再発防止策を実施するとともに、その内容を当社取締役会及び監査役会に報告する。

当社使用人並びに当社子会社等の役職員の職務執行の適法性及び適正については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための下記体制

イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社等の管理に関する諸規程に基づき、当社子会社等における職務執行に関し、その損失の危険の管理及び効率性並びにその他の重要事項について、当社子会社等が当社に報告すべき事項及び承認を求めべき事項を明確にし、当社の担当部署と当社子会社等との間の情報交換を緊密にし、当該部署を通じて当社子会社等の管理を徹底する。

当社子会社など全体における業務の適正については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

⑥当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、並びに、当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役の職務を補助すべき部署を設置し、必要な人員を配置する。その分掌業務

については、監査役の意見を聴取して決定する。

当社監査役の職務を補助すべき部署のスタッフは、もっぱら当社監査役の指揮・命令に服する。当該部署のスタッフの人事異動、考課等については、あらかじめ当社監査役会（監査役会が特定の監査役を指名した場合には当該監査役）の同意を得るものとする。

#### ⑦当社監査役への報告に関する下記体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

ロ. 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人、並びに、当社子会社等の取締役・監査役及び使用人は、定期的或いは当社各監査役の要請に応じて随時、必要な報告を行う。また、これらの者から報告を受けた者は、速やかに当社監査役に報告しなければならない。報告事項には以下のものを含む。

- － 法令遵守、リスク管理、内部統制に関する事項を含め、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務執行の状況及び結果
- － 当社又は当社子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合はその事実
- － 情報開示書類の内容
- － ヘルプラインによる相談内容
- － その他コンプライアンス上重要な事項

#### ⑧当社監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役は、当社使用人並びに当社子会社等の取締役・監査役及び使用人で当社監査役に上記報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう、関連諸規程にその旨を明確に定めなければならない。

#### ⑨当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社取締役は、当社監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理が、当社監査役の職務執行を妨げることなく適切に行われるよう協力する。

#### ⑩当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催する。

当社取締役は、当社監査役の職務の適切な遂行のため、当社監査役と当社使用人並びに当社子会社等の取締役・監査役及び使用人との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

当社取締役は、当社監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

当社取締役は、当社監査役が必要に応じ、公認会計士、弁護士等の外部専門家から助言を受けられるよう協力する。

(2021年6月改定)

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### (1) コンプライアンスに対する取組みの状況

「企業倫理推進規程」に基づき、総務部担当執行役員を委員長、当社各部門長及び子会社の企業倫理担当者を委員とする企業倫理委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス意識のさらなる向上のため、重要事項の審議・検討、周知徹底を図っております。

当期においては、同委員会を3回開催し、同委員会にて設定した具体的な年間重点目標に基づき、当社グループ全役職員を対象とした講演会を2回実施したほか、コンプライアンスに対する意識及び知識の向上を目的として当社グループ全役職員を対象にeラーニングを実施するなど、各種のコンプライアンス活動に取り組みました。なお、3月には企業倫理年次総会を開催し、当社及び子会社の1年間の活動状況と次年度の活動計画を確認しました。

また、当社本社内及び当社顧問弁護士事務所に設置しているヘルプラインの仕組みや機能について繰り返し周知・説明を行い、従業員へのより一層の浸透を図りました。

### (2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

「リスク管理規程」に基づき、当社グループの各部門は、担当する業務に内在するリスクを網羅的に洗い出し、当該リスクが顕在化した場合に想定される損害の種類、規模及び発生可能性に基づきリスクを評価し、対応策を定めております。

また、内部監査担当部署は、当期において全部署を対象とした2回のリスク評価アンケートを実施するとともに、監査計画に基づき、当社の4部署のリスク管理体制に関して監査を行い、監査結果を取締役会及び監査役会に報告しました。

また、巨大地震等の災害発生時においても、石油製品の安定供給を確保すべく、事業継続計画（BCP）訓練を実施しました。本訓練を通じて、BCPの見直しとさらなる改善に取り組むとともに、緊急時における即時対応力の向上を図っております。新型コロナウイルス感染症への対応については、代表取締役社長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、当該対策本部指揮のもと感染予防・感染症拡大防止のための各種対策を実施しております。

### (3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、高い見識と幅広い見地を有する4名の社外取締役と3名の社外監査役からの助言や経営的視点を取り入れ、経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役相互の職務執行の監督を行いました。

また、常勤取締役・執行役員・常勤監査役により構成される常勤役員会を定期的かつ機動的に開催し、事業運営に関わる情報の共有化を図るとともに取締役会への付議事項及び各事業部門が実施すべき施策の審議・決定を行いました。

### (4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

「関係会社管理規程」に基づき、当社の関係会社を管理する担当部署は各関係会社毎の管理基準を作成し、それにより各関係会社が当社に報告を要する事項及び承認を要する事項を定めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施するなど、緊密な情報交換のもとで関係会社管理を行っております。

また、内部監査担当部署は、監査計画に基づき当期において1社の関係会社を監査し、

監査結果を取締役会及び監査役会に報告しました。

#### (5) 監査役監査の実効性確保に対する取組みの状況

当社監査役は、取締役会や常勤役員会への出席を通じて取締役との相互の意思疎通を図り、各事業部門へのヒアリングを通じて幅広い情報共有を行うとともに、会計監査人、内部監査担当部署及び子会社監査役との定期的な情報交換を行っております。

また、監査役室を設置し、当社監査役の職務を補助すべき専任のスタッフが監査役会の付議資料及び議事録の作成等の業務を遂行しております。

## 連結株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,467	25,495	1,543	△ 1,431	50,075
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 770		△ 770
親会社株主に帰属する当期純利益			15,203		15,203
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	14,433	-	14,433
当期末残高	24,467	25,495	15,977	△ 1,431	64,508

	その他の包括利益累計額				
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額
当期首残高	498	-	1	△ 3,194	651
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	114	△ 591		2,244	137
連結会計年度中の変動額合計	114	△ 591	-	2,244	137
当期末残高	612	△ 591	1	△ 950	789

	その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	△ 2,043	156	48,188
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	-		△ 770
親会社株主に帰属する当期純利益	-		15,203
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,904	13	1,918
連結会計年度中の変動額合計	1,904	13	16,351
当期末残高	△ 139	170	64,539



## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

富士石油販売(株)、富士臨海(株)、東京石油興業(株)、アラビア石油(株)、日本オイルエンジニアリング(株)、(株)ペトロプログレス、PETRO PROGRESS PTE LTD

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社の数

2社

持分法適用の関連会社の名称

ARAMO SHIPPING (SINGAPORE) PTE LTD、東海工機(株)

(2) 持分法を適用しない関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用しない関連会社の数

2社

持分法を適用しない関連会社の名称

共同ターミナル(株)、京葉シーバース(株)

持分法を適用しない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額はいずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっている。

評価方法はそれぞれ次の方法を採用している。

商品・製品・原材料	総平均法
貯蔵品	移動平均法

##### ②有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ③デリバティブ 時価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

機械装置のうち石油化学製品製造装置については定率法を採用し、その他の有形固定資産については主として定額法を採用している。なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物及び構築物	2～60年
油槽	10～15年
機械装置	2～24年

##### ②無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

##### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

##### ③修繕引当金

定期修理を要する機械装置の定期修理費用については、当該定期修理費用の支出見込み額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

##### ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

##### ⑤特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられている油槽に係る点検修理費用について、当該点検

修理費用の支出見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業は石油製品の製造・販売であり、石油製品の支配を顧客に移転することが主な履行義務である。石油製品の支配が顧客に移転する時点は出荷形態又は契約形態毎に異なるが、主に引き渡し時に支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識している。石油製品の販売に関する取引の対価は、概ね石油製品の支配移転後月末締めにて請求し、主に数カ月以内に回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

(6) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出している。当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりである。

①石油製品精製事業における棚卸資産の評価

(7) 当年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上した棚卸資産 117,862 百万円に係る評価損の要否を判断するため、総平均法による原価法に基づく帳簿価額と、連結会計年度末における正味売却価額又は再調達原価との比較検討を行った。検討の結果、帳簿価額が連結会計年度末における正味売却価額又は再調達原価を超えている棚卸資産について、棚卸資産評価損 162 百万円を認識し、期首戻入額との差額△240 百万円を連結損益計算書の売上原価に計上した。

(i) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結会計年度末における正味売却価額又は再調達原価の算定に際しては、合理的に算定された価額として、原則として決算月における販売実績又は仕入実績に基づく価額を用いている。棚卸資産の評価は、その算定の基礎となる原油市場や石油製品市場の相場変動が大きいこと、また、備蓄義務を達成するために多量の棚卸資産を保有しており、棚卸資産評価損（期首戻入額を含む。）の売上原価に与える影響が大きいことから不確実性を伴い、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。

## ②石油製品精製設備に係る減損損失の認識の要否

### (7) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、近隣の土地の公示価格が当社の石油製品精製設備に属する土地の帳簿価額を下回った状態にあることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行った。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが当社の石油製品精製設備 102,204 百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上していない。

### (i) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

減損の兆候がある場合には、当該設備から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。

当社設備から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、翌期予算を基礎としており、当該設備の稼働率や石油製品の販売価格、原油の仕入価格等を主要な仮定として織り込んでいる。これらの仮定は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

## (7) 会計方針の変更

### ①収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとしている。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っている。

この結果、当連結会計年度の会計処理に与える影響は軽微である。

### ②時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はない。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用している。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の要件を満たす取引については、当該特例処理を採用している。

②連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

③新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により需要見通しは不透明であるものの、今後の機械装置の稼働率への影響は限定的であり、会計上の見積りに与える影響は重要でないと判断している。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

工場財団

担保資産

建物及び構築物	10,821 百万円
油槽	2,974 百万円
機械装置及び運搬具	33,864 百万円
土地	48,952 百万円
小計	96,612 百万円

上記に対応する債務

長期借入金	33,036 百万円
(うち一年内返済予定分)	(10,913 百万円)
計	33,036 百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

300,640 百万円

### 3. 直接減額による圧縮記帳額

国庫助成金により取得価額から控除した額

建物及び構築物	3,462 百万円
油槽	148 百万円
機械装置及び運搬具	1,968 百万円
その他	128 百万円
ソフトウェア	54 百万円

保険差益により取得価額から控除した額

機械装置及び運搬具	128 百万円
-----------	---------

### 4. 保証債務

従業員又は連結子会社以外の会社の下記の債務に対して債務保証を行っている。

従業員（持家）

金融機関からの借入債務	4 百万円
-------------	-------

バイオマス燃料供給有限責任事業組合

当座貸越約定、輸入消費税の延納、信用状取引約定	2,855 百万円
-------------------------	-----------

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

#### (1) 発行済株式

発行済株式の種類	普通株式
当連結会計年度期首株式数	78,183,677 株
当連結会計年度増加株式数	—
当連結会計年度減少株式数	—
当連結会計年度末株式数	78,183,677 株

#### (2) 自己株式

自己株式の種類	普通株式
当連結会計年度期首自己株式数	1,121,198 株
当連結会計年度増加自己株式数	—
当連結会計年度減少自己株式数	—
当連結会計年度末自己株式数	1,121,198 株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会決議	普通株式	772	10	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	772 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10 円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資を短期的な預金等で運用し、また設備投資資金や運転資金を銀行等金融機関からの借入により調達している。

売掛金は、顧客の信用リスク、為替の変動リスクに晒されているが、一部の外貨建てのものは為替予約取引を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

買掛金及び未払金は短期間で決済されるものであり、一部の外貨建てのものは為替予約取引を利

用してヘッジしている。

借入金の使途は、短期借入金は主に原油等の輸入に係る運転資金の調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達である。借入金の金利変動リスクは、一部の契約において金利スワップ取引を利用してヘッジしている。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引と管理に関する権限・限度額等を定めた社内規程に基づき行っている。

当期の連結決算日現在における営業債権のうち 54.3%が特定の大口顧客に対するものである。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない（注2）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,627	1,627	—
資産計	1,627	1,627	—
(1) 長期借入金	40,076	39,961	114
負債計	40,076	39,961	114

（注1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「有価証券」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払揮発油税」「未払法人税等」「デリバティブ取引」については、現金であること、及びこれらの金融商品が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

（注2）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	242
関係会社株式	19,260

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価



レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,427	—	—	1,427
その他	—	200	—	200
資産計	1,427	200	—	1,627

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	39,961	—	39,961
負債計	—	39,961	—	39,961

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

収益の認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）

（単位：百万円）

	石油製品	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	481,455	3,846	485,302

(注) 「顧客との契約から生じる収益」はほとんどが「一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益」であり、それ以外は僅少である。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しいため、記載を省略している。また、期中の変動額に重要性はない。さらに、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はない。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。また、残存履行義務に配分した取引価格に重要性はない。さらに、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はない。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	835円28銭
1株当たり当期純利益	197円29銭

## その他の注記

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金				
当期首残高	24,467	2,480	2,480	-	4,110	4,110	△ 1,797	29,260	
当期変動額									
剰余金の配当					△ 772	△ 772		△ 772	
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て				77	△ 77	-		-	
当期純利益					13,529	13,529		13,529	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-	-		-	
当期変動額合計	-	-	-	77	12,679	12,757	-	12,757	
当期末残高	24,467	2,480	2,480	77	16,790	16,867	△ 1,797	42,017	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	378	-	1,932	2,310	31,571
当期変動額					
剰余金の配当					△ 772
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て					-
当期純利益					13,529
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	147	△ 591		△ 443	△ 443
当期変動額合計	147	△ 591	-	△ 443	12,313
当期末残高	525	△ 591	1,932	1,866	43,884

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
  - (ア) 市場価格のない株式等 …… 時価法
  - 以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は、移動平均法により算定)
  - (イ) 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ …… 時価法

#### (3) 棚卸資産

- ①商品・製品・原材料 …… 総平均法による原価法
  - ②貯蔵品 …… 移動平均法による原価法
- なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 石油化学製品製造装置 …… 定率法
  - 上記以外の有形固定資産 …… 定額法
- なお、主な耐用年数は次のとおりである。
- 建物及び構築物 …… 2～60年
  - 油槽 …… 10～15年
  - 機械装置 …… 2～24年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法
- 自社利用分のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。

#### (3) リース資産

- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

#### (3) 退職給付引当金

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付引当金の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

#### (4) 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務付けられている油槽に係る点検修理費用について、当該点検修理費用の支出見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

#### (5) 修繕引当金

定期修理を要する機械装置の定期修理費用については、当該定期修理費用の支出見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

### 4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を採用している。また、金利スワップのうち、特例処理の要件を満たす取引については、当該特例処理を採用している。

### 5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

### 6. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は石油製品の製造・販売であり、石油製品の支配を顧客に移転することが主な履行義務である。石油製品の支配が顧客に移転する時点は出荷形態又は契約形態毎に異なるが、主に引き渡し時に支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識している。

石油製品の販売に関する取引の対価は、概ね石油製品の支配移転後月末締めにて請求し、主に数カ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

## 7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定である。

## 8. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出している。当年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりである。

### (1) 石油製品精製事業における棚卸資産の評価

#### ① 当年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上した棚卸資産 117,831 百万円に係る評価損の要否を判断するため、総平均法による原価法に基づく帳簿価額と、事業年度末における正味売却価額又は再調達原価との比較検討を行った。検討の結果、帳簿価額が事業年度末における正味売却価額又は再調達原価を超えている棚卸資産について、棚卸資産評価損 162 百万円を認識し、期首戻入額との差額△240 百万円を損益計算書の売上原価に計上した。

#### ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表と同一の内容である。

### (2) 石油製品精製設備に係る減損損失の認識の要否

#### ① 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、近隣の土地の公示価格が当社の石油製品精製設備に属する土地の帳簿価額を下回った状態にあることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行った。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが当社の石油製品精製設備 102,204 百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上していない。

#### ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表と同一の内容である。

## 9. 会計方針の変更

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとしている。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っている。

この結果、当事業年度の会計処理に与える影響は軽微である。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

なお、当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はない。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	19,683 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	716 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	59,835 百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

298,108 百万円

### 3. 保証債務

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
PETRO PROGRESS PTE LTD	36,492 (94,240)	左記会社の取引債務 (極度保証額)
バイオマス燃料供給有限責任事業組合	2,855 (5,910)	当座借越約定、輸入消費税の延納、信用状 取引約定 (極度保証額)
富士石油販売(株)	366 (800)	左記会社の取引債務 (極度保証額)
従業員	4	従業員の持家資金借入債務
計	39,720	

### 4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

工場財団抵当

担保に供している資産

種 類	期末帳簿価額
建物	2,933 百万円
油槽	2,974 百万円
構築物	7,888 百万円
機械装置	33,864 百万円
土地	48,952 百万円
小計	96,612 百万円

上記に対応する債務

内 容	期末残高
長期借入金	33,036 百万円
(うち一年内返済予定分)	(10,913 百万円)
計	33,036 百万円



## 5. 直接減額による圧縮記帳

国庫助成金により取得価額から控除した額

建物	175 百万円
油槽	148 百万円
構築物	3,286 百万円
機械装置	1,967 百万円
車輛運搬具	0 百万円
工具、器具及び備品	128 百万円
ソフトウェア	54 百万円

保険差益により取得価額から控除した額

機械装置	128 百万円
------	---------

## 6. 土地再評価差額金に関する注記

2013年10月1日に行われた合併において、合併消滅会社であった旧富士石油株式会社が土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を実施したことにより計上した土地再評価差額金のうち、同社との合併により受け入れた金額である。

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高	26,169 百万円
仕入高	402,767 百万円
その他の営業取引高	1,727 百万円
営業取引以外の取引高	303 百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び総数に関する事項

自己株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式（株）	966,198	-	-	966,198
合 計	966,198	-	-	966,198

## 収益認識に関する注記

### 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因

繰延税金資産の主な発生原因は、修繕引当金の否認及び税務上の繰越欠損金等である。

また、繰延税金負債の主な発生原因は、土地の評価差額等である。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の 関係				
子会社	PETRO PROGRESS PTE LTD	シンガ ポール	34百万 シンガ ポール ドル  733千 米 ドル	海外における 原油・石 油製品の調 達、販売	100	有	原油の 購入	原油・石油製 品の購入*1	401,485	買掛金	56,700
								石油製品の 輸出・原油の 融通*1	21,329	売掛金 未収入 金	11,719 6,416

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 原油・石油製品の購入、石油製品の輸出及び原油の融通については、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定している。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 568 円 33 銭

1 株当たり当期純利益 175 円 21 銭

## その他の注記

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示している。